#### 別紙 3

# 新庄村の給与・定員管理等について

### 1 総括

### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考)
	(31年1月1日)	A		В	B/A	29年度の人件費率
30年度	人	千円	千円	千円	%	%
	9 2 9	2,200,090	122,700	255,938	11.6	9.9

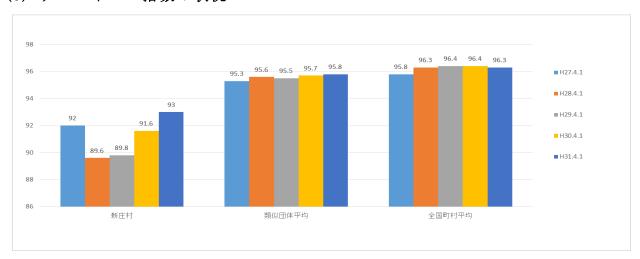
### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数	給	給 与		費
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
30年度	人	千円	千円	千円	千円
	3 3	79,667	20,908	30,273	141,545

(参考)一人当たり給与費	(参考)類似団
り給与費	体平均一人当
B / A	たり給与費
千円	千円
千円 4,289	千円 5,429

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、31年4月1日現在の人数である。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
  - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均 したものである。

- ※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、 ②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込 み
- ①、②職員構成の変動によりラスパイレス指数が上昇したため。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手 当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

#### [ 実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2.0%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施した。

②地域手当の見直し 該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月 1日実施)

#### (5)特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(31年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
新庄村	35.1 歳	254,300 円	286,641 円	266,080 円
岡山県	43.5 歳	335,665 円	418,225 円	366,351 円
玉	43.4 歳	329,433 円	_	411,123 円
類似団体	42.1 歳	314,695 円	368,118 円	339,416 円

#### ②技能労務職

		公務員				民間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月 額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応す る民間 の職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
新庄村	39.0 歳	1 人	210,800 円	218,000円	218,000円	_	_	_	1
うち労務員	38.0 歳	1 人	210,800 円	218,000円	218,000円	用務員	55.6 歳	211,600円	1.03
岡山県	-	-	-	-	-	_	_	_	_
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	_	329,380 円	_	_	_	_
類似団体	49.3 歳	2人	281,624 円	308,109 円	296,469 円	_	_	_	_

	参考			
区 分	年収ベース(試算値)の比較			
	公務員©	民間(D)	C/D	
新庄村	_	_	_	
うち労務員	3,467,660 円	2,883,400 円	1.20	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成  $28\sim30$  年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全 に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
  - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

# (2) 職員の初任給の状況 (31年4月1日現在)

区 分		新庄村	岡山県	国
60. 42 74 155	大 学 卒	180,700円	193,100円	180,700円
一般行政職	高 校 卒	148,600円	156, 200円	148,600円
LL Me MA The min	高 校 卒	134,200円	_	_
技能労務職	中学卒	130, 400円	_	_

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(31年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
加尔亚亚	大 学 卒	294, 400円	_	_	_
一般行政職	高 校 卒	_	328,900 円	_	_
技能労務職	高 校 卒	_	_	_	_
	中学卒	_	_	_	_

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (31年4月1日現在)

* 14 -24 -101	- 11-11-4- 11		- / / -	
標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の	最高号給の
			給料月額	給料月額
定型的な業務を行う前 事、保育士、保健 歯 看護師、栄養士、 看生士、主事補の職務	9	% 29.0	円 144, 100	円 247,600
高 原 の 知 散 業 発 を を う が ま 、 保 に を に を に を に の は を に を に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に に に に に に に に に に に に に	6	% 19.4	円 194, 000	304, 200
係長又は主任の職務	1 1	% 35.5	円 230,000	350,000
課長補佐、主幹の職務	人	% 3.2	円 263,000	円 381,000
課長、会計管理者、保 育所長、課長補佐の職 務	人 4	% 12.9	円 288, 900	円 393,000
課長、会計管理者、保 育所長の職務	人	%	円 319, 200	円 410, 200
	標準的な	標準的な職務内容 職員数 人	定型的な業務を行う主 事ででは、保健・大学・のでは、主事をは、のでは、主事をは、ないでは、できますが、できまますが、できままが、できままが、できままが、できままが、できままが、できままが、できままが、できまが、でき	標準的な職務内容 職員数 構成比 1号給の 給料月額  定型的な業務を行う主事、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、主事補の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士の職務 係長又は主任の職務 係長又は主任の職務 人 % 194,000  課長補佐、主幹の職務 人 % 230,000  課長、会計管理者、保育所長、課長補佐の職務 保育所長、課長補佐の職務 スと記書の職務 人 % 263,000  に関している。 日本の職務 内

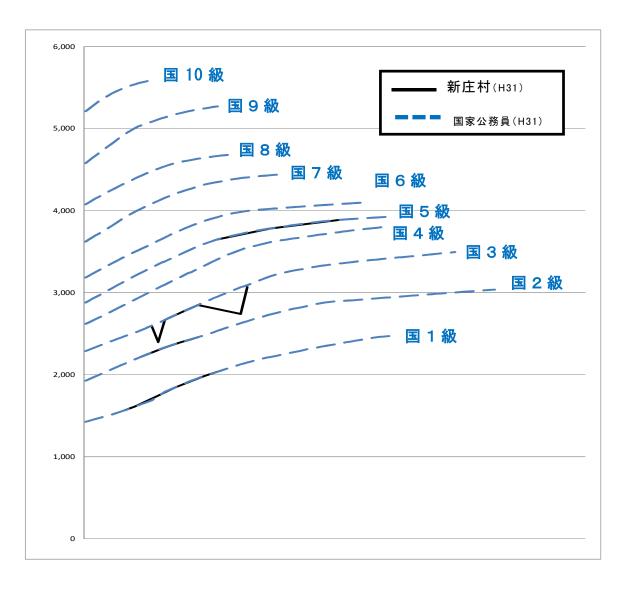
<sup>(</sup>注) 1 新庄村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

<sup>2</sup> 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び 5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (31年4月1日現在)



## (2) 昇給への人事評価の活用状況 (新庄村)

ম্	平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ.	人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	
	上位、標準、下位の区分					
	上位、標準の区分					
	標準、下位の区分					
	標準の区分のみ(一律)					
П.	人事評価を活用していない	0		0		
	活用予定時期	3年度以降		3年度以降		

# 4 職員の手当の状況

## (1) 期末手当・勤勉手当

新 庄 村	岡 山 県	玉	
1人当たり平均支給額(30年度)	1人当たり平均支給額(30年度)	_	
1,132千円	1,748千円		
(30年度支給割合)	(30年度支給割合)	(30年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	
2.60月分 1.85月分	2.60月分 1.85月分	2.60月分 1.85月分	
( - )月分 ( - )月分	( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分	(1.45)月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役 職 加 算 5~15%	・ 役 職 加 算 5~20%	・ 役 職 加 算 5~20%	
	・管理職加算 15~25%	・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### ○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (新庄村)

平成 31 年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ.	人事評価を活用している				
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
口.	人事評価を活用していない	Ö		0	
	活用予定時期	3 年度	3年度以降		まい 降

## (2) 退職手当(31年4月1日現在)

新	庄	村		国
(支給率)	自己都合	応募認定・気	官年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875J	引分	勤 続 2 0 年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月	月分	勤 続 2 5 年 28.0395月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 F	月分	勤 続 3 5 年 39.7575月分 47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 J	月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算	措置			その他の加算措置
定年前早	期退職特例指	計置		定年前早期退職特例措置
(割増	率 2 ~ 4 5 %	(o )		(割増率2~45%)
1人当たり平均	支給額 1	7,420千円		
1人当たり平均	支給額 1	7,420千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当(31年4月1日現在)

支 給 実 績		0千月	9		
支給職員1人当たり平		0 F	9		
支給対象地域	支給率	支給対象	職員数	国の制度(支糸	合率)
	0 %		人	0	%
	0 %		人	0	%
	0 %		人	0	%
	0 %		人	0	%
	0 %		人	0	%

## (4) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	2,520 千月	<b>–</b>
職員1人当たりの平均支給額(30年度決算)	81 FF	Ч
支給実績(29年度決算)	2,611 千月	<del>-</del>
職員1人当たりの平均支給額(29年度決算)	79 千F	Ч

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

## (5) その他の手当(31年4月1日現在)

					支給職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給単価	国の制度	国の制度と	支 給 実 績	平均支給年額
, , ,	17年次0久和平區	との異同	異なる内容	(30年度決算)	(30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある	同じ	_	千円	円
1人 後 于 目	職員に支給			3,847	3 2 1 , 6 0 0
	(支給月額)			3, 647	3 2 1 , 0 0 0
	配偶者6,500円、				
	扶養親族たる子1				
	0,000円、父母等6				
	,500円、扶養親族				
	たる子のうち満1				
	6歳の年度初めか				
	ら満22歳の年度				
	末までの子につ				
	き 5,000円 加 算				
住居手当	月額12,000円を	同じ	_	千円	田
	超える家賃を払			1, 373	147,600
	っている場合、家				
	賃の月額により				
	支 給				
	支給限度額27,00				
	0円				
通勤手当	通勤距離が片道2	同じ	_	千円	円 円
	km以上である職			1, 279	94,800
	員に支給			-,	,
	(支給月額)				
	交通機関等の利				
	用者1カ月の運賃				
	相当額				
	支給限度額55,00		0		

	0円				
	自動車等の交通				
	用具使用者は通				
	勤距離区分より				
	支給2,000円~31				
	,600円				
管理職手当	管理・監督の地位	異なる	支 給 率	千円	円
	にある職員に支			9 1 8	250,800
	給				
	給料月額の5%				
宿日直手当	1回4,200円	同じ	_	千円	円
				2, 070	1 1 0 , 4 0 0

# 5 特別職の報酬等の状況 (31年4月1日現在)

Þ	<u> </u>		ψΔ	यहा	н	額	—————————————————————————————————————
	<u> </u>	J	給	料	月 (4) 本 (4) 本	.,,,	
給				。			する最高/最低額
<b>ボロ</b>	村 長		6 3 0 , 0 0		827, 0	000円/498,	, 000円
料		_	(630,00				
14	副村县	호	5 5 0 , 0 0		667,0	000円/457,	, 000円
			( 5 5 0 , 0 0	0 円)			
	議	長	260,00	00円	316,0	00円/186,	,300円
報	PEX.	K	( 2 6 0 , 0 0	0 円)			
"	副 議	長	2 1 0, 0 0	00円	265,0	00円/129,	,600円
酬	田川 时	K	( 2 1 0 , 0 0	0 円)			
	議	員	190,00	00円	257,0	00円/109,	,000円
	时		(190,00	0 円)			
	村 長		(30年度支	給割合)			
期	副村長	<b>≓</b>	4.	10 月:	分		
末手当	前1 个1 I	Z.					
手	議	長	(30年度支	給割合)			
	副議	長	3.	4.5 月:	分		
	議	員					
			(算定方式)		(1期の	手当額)	(支給時期)
退	村長		給料月額×500/100	×在職年数	12,600	,000円	任期ごと
職	副村县	Ē	給料月額×300/100	×在職年数	6,600	,000円	任期ごと
手							
当	/-H:	-tr.					
	備	考					

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
  - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

# 6 職員数の状況

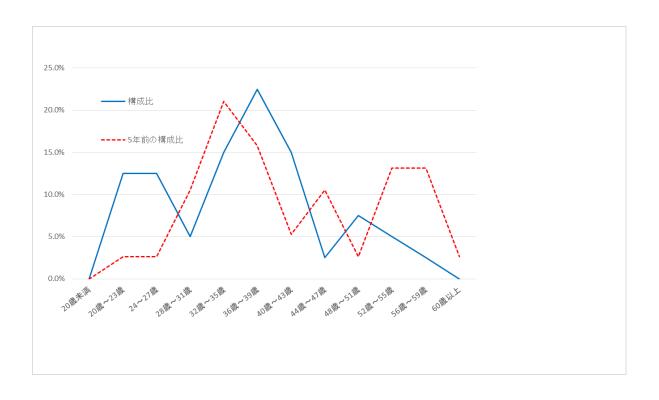
## (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区分	職	数数	対 前 年	主な増減理由
部門			平成30年	平成31年	増 減 数	
	_	議会	1 人	1 人		
普	般	総務	8 人	9 人	1	人事異動による増
	行	税務	1 人	1 人		
通	政	農林水産	2 人	3 人	1	人事異動による増
	部	商工	1 人	2 人	1	人事異動による増
会	門	土木	2 人	2 人		1 # 8 # 1 2 2 4
<b>∔</b> 1		民生	1 0 人	7 人	$\triangle$ 3	人事異動による減
計		衛生	3 人	4人	1	人事異動による増
部		計	2 8 人	2 9 人	1	<参考>
司						人口1万人当たり職員数 312.16人
門	教育	立7日日	4 人	4 人		(類似団体の人口1万人当たりの職員数 192.18人)
1 1	4以 月	山) []	4 八	4 八		
	消防	部門		_		
	111 197	計 計	3 2 人	3 3 人	1	<参考>
	/1,	ПI	3 2 人		1	人口1万人当たり職員数 355.22人
						(類似団体の人口1万人当たりの職員数 225.77人)
分	病院		4 人	3 人	△ 1	臨時職の減
公営	水道		1 人	1 人		1411 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
企会	その	他	2 人		1	臨時職の増
業計	小	計	7人	3 人 7 人		hatter : 4 . Lizzk S . Et
等部	,	-	. , ,			
門						
	合	計	3 9 人	40人		
						<参考>
			[49人]	[49人]	[ ]	人口1万人当たり職員数 430.57人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
  - 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況 (31年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		}	}	>	>	}	}	>	}	}	}		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	5	5	2	6	9	6	1	3	2	1	0	4 0

## (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

						V 1	正 . 八 /0 /
部門別 年 度	26年	2 7 年	28年	29年	3 0 年	3 1 年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	2 7	2 7	2 8	3 0	2 8	2 9	2人(7.4%)
教育	6	4	5	3	4	4	△ 2 人 (-33.3
							%)
消防	_	_	_	_	_	_	- (-)
普通会計計	3 3	3 1	3 3	3 3	3 2	3 3	0人(0%)
公営企業等会計計	6	6	6	6	7	7	1 人(16.7%)
総合計	3 9	3 7	3 9	3 9	3 9	4 0	1 人(2.5%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
  - 2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。